

令和6年第5回白鷹町議会定例会 第8日

追加変更議事日程

令和6年12月12日（木）午後3時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議第 93号 | 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について |
| 日程第 2 | 議第 94号 | 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について |
| 日程第 3 | 議第 95号 | 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の設定について |
| 日程第 4 | 議第 96号 | 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 5 | 議第 97号 | 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）について |
| 日程第 6 | 議第 98号 | 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて |
| 日程第 7 | 議第 99号 | 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）につい
て |
| 日程第 8 | 議第100号 | 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）につ
いて |
| 日程第 9 | 議第101号 | 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）につ
いて |
| 日程第10 | 議第102号 | 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の一部変更について |
| 日程第11 | 議第103号 | 町民武道館空調設備整備工事請負契約の一部変更について |
| 日程第12 | | 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について
(議会運営委員長報告) |
| 日程第13 | | 議員派遣の件 |
| 日程第14 | | 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会) |

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 菅原隆男 | 議員 | 2番 | 衣袋正人 | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番 | 佐々木誠司 | 議員 | 6番 | 丸川雅春 | 議員 |

7 番	金 田	悟 議員	8 番	笹 原	俊 一 議員
9 番	山 田	仁 議員	1 0 番	関	千鶴子 議員
1 1 番	今 野	正 明 議員	1 2 番	遠 藤	幸 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤	誠 七
副 町 長 町民課長事務取扱	田 宮	修
教 育 長	衣 袋	慶 三
総 務 課 長	長 岡	聡
税 務 出 納 課 長	高 橋	浩 之
企画政策課長	加 藤	和 芳
町民課長補佐	鈴 木	秀 一
健康福祉課長	永 沢	照 美
商工観光課長	黒 澤	和 幸
農 政 課 長 併 農業委員会事務局長	橋 本	秀 和
林 政 課 参 与 （ 兼 ） 課 長	永 野	徹
建 設 課 長	菊 地	智
上下水道課長	鈴 木	克 仁
病院事務局長	片 山	正 弘
教 育 次 長	橋 本	達 也
監 査 委 員	小 谷 部	仁

○職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 林	裕
補 佐	大 瀧	勇 祐
書 記	竹 田	雅 紀 子

○開議の宣告

○議長（菅原隆男） ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和 6 年第 5 回白鷹町議会定例会 8 日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○議第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第 1、議第 93 号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第 93 号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に準拠した一般職の職員の給与改定等を行うため提案するものであります。

内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第 93 号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の 1 ページをご覧ください。

各条項の改正の要旨につきましては、記載のとおりでございます。

改正点を申し上げます。

条例第 1 条のうち、第 25 条第 2 項及び第 3 項につきましては、一般職の職員の令和 6 年度における期末手当の支給割合を、12 月期において、一般職員につきましては 100 分の 5 月、定年前再任用短時間勤務職員につきましては 100 分の 2.5 月、それぞれ引き上げ

るものでございます。

2 ページをお開きください。

第26条第2項につきましては、一般職の職員の令和6年度における勤勉手当の支給割合を、12月期において、一般職員につきましては100分の5月、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の2.5月、それぞれ引き上げるものでございます。

第27条第2項につきましては、一般職の職員の寒冷地手当を増改定するものでございます。

別表第1では、給料表の増改定を行うものでございます。これにより、平均引上げ率は3.0%となるものでございます。

3 ページをご覧ください。

条例第2条のうち、第25条第2項及び第3項につきましては、一般職の職員の令和7年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

第26条第2項につきましては、一般職の職員の令和7年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

4 ページをご覧ください。

附則第1項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するもの。

附則第2項、第1条による改正後の規定は令和6年4月1日から適用するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第93号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第2、議第94号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第94号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与を改定するため提案するものがあります。

内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第94号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の1ページをご覧ください。

各条項の改正の要旨につきましては記載のとおりでございます。

改正点を申し上げます。

条例第1条のうち、第4条につきましては、常勤の特別職の職員の令和6年度における期末手当の支給割合を、12月期において、100分の5月引き上げるものでございます。

第7条第3項につきましては、議会の議員の令和6年度における期末手当の支給割合を常勤の特別職と同様に引き上げるものでございます。

2ページをご覧ください。

条例第2条のうち、第4条につきましては、常勤の特別職の職員の令和7年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

第7条第3項につきましては、議会の議員の令和7年度以降の期末手当の支給割合を常勤の特別職の職員と同様に改めるものでございます。

附則第1項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するもの。

附則第2項、第1条による改正後の規定は令和6年4月1日から適用するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第94号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第 95 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第 3、議第 95 号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第 95 号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

一般職の職員の給与改定に伴い、特定任期付職員の給与を改定するため提案するものであります。

内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第 95 号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の 1 ページをご覧ください。

各条項の改正の要旨につきましては記載のとおりでございます。

改正点を申し上げます。

条例第 1 条のうち、第 7 条第 2 項につきましては、特定任期付職員の令和 6 年度における期末手当の支給割合を、12 月期において、100 分の 5 月引き上げるものでございます。

別表では、給料表の増改定を行うものでございます。

2 ページをご覧ください。

条例第 2 条による第 7 条第 2 項の改正につきましては、特定任期付職員の令和 7 年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

附則第 1 項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行するもの。

附則第 2 項、第 1 条による改正後の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用するもの。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第95号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第96号～議第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第4、議第96号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第9、議第101号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上各会計補正予算6件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第96号から議第101号までの6件につきましては、一括提案とさせていただきます。

議第96号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について、議第97号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議第98号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議第99号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について、議第100号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）について及び議第101号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について、以上6議案についての提案理由を申し上げます。

このたびの6会計の補正予算につきましては、給与の改定に基づく人件費の調整に対応したものであります。

なお、詳細につきましてはそれぞれ各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 初めに、議第96号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第6号）の1ページをご覧ください。

議第96号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億2,971万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入でございます。

10款地方交付税、4,441万2,000円、40億841万2,000円。

歳入合計、4,441万2,000円、102億2,971万2,000円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費、49万3,000円、9,880万7,000円。

2 款総務費、1,338万9,000円、14億2,386万1,000円。

3 款民生費、618万6,000円、27億243万2,000円。

4 款衛生費、122万1,000円、8億7,263万7,000円。

6 款農林水産業費、648万7,000円、6億2,944万2,000円。

7 款商工費、179万1,000円、5億1,123万2,000円。

8 款土木費、190万円、9億5,889万2,000円。

9 款消防費、27万7,000円、4億8,696万2,000円。

10款教育費、1,241万6,000円、10億6,998万3,000円。

11款災害復旧費、25万2,000円、4,698万9,000円。

歳出合計、4,441万2,000円、102億2,971万2,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第97号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。副町長、田宮 修君。

○副町長町民課長事務取扱（田宮 修） ご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

議第97号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,964万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計の順に申し上げます。

6款繰入金、33万3,000円、1億2,868万8,000円。

歳入合計、33万3,000円、13億9,964万7,000円。

次ページをご覧ください。

歳出。1款総務費、33万3,000円、1,818万2,000円。

歳出合計、33万3,000円、13億9,964万7,000円。

以上です。

○議長（菅原隆男） 次に、議第98号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書（第3号）1ページをご覧ください。

議第98号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,728万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。7款繰入金、176万9,000円、2億6,977万7,000円。

歳入合計、176万9,000円、17億3,728万円。

3ページをお開き願います。

歳出。1款総務費、71万4,000円、4,487万6,000円。

3款地域支援事業費、105万5,000円、9,432万9,000円。

歳出合計、176万9,000円、17億3,728万円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第99号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3

号)について説明を求めます。上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長(鈴木克仁) ご説明申し上げます。

白鷹町水道事業会計補正予算書(第3号) 1ページをお開きください。

議第99号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算(第3号)。

総則。

第1条、令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和6年度白鷹町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。第1款水道事業費用、72万2,000円、3億1,423万5,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第9条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号職員給与費、72万2,000円、3,778万9,000円。

説明は以上でございます。

○議長(菅原隆男) 次に、議第100号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算(第3号)について説明を求めます。上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長(鈴木克仁) ご説明申し上げます。

白鷹町下水道事業会計補正予算書(第3号) 1ページをお開きください。

議第100号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算(第3号)。

総則。

第1条、令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和6年度白鷹町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。第1款下水道事業費用、83万4,000円、5億8,713万円。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書きを(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,199万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額727万1,000円、引継金5,449万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,023万2,000円により補填するものとする。)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。第1款資本的支出、87万8,000円、3億4,498万8,000円。

次のページをご覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号職員給与費、171万2,000円、3,831万8,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第101号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について説明を求めます。病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

白鷹町立病院事業会計補正予算書（第2号）の1ページをご覧ください。

議第101号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

以下、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

支出。第1款病院事業費用、1,398万7,000円、12億5,648万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた職員給与費の額の予定額を、次のとおり補正する。

以下、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1号職員給与費、1,398万7,000円、7億294万6,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第96号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第96号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第97号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第97号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第98号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第98号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第99号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第99号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第100号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第100号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第101号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について討

論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第101号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第10、議第102号 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第102号 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

白鷹中学校体育館等改修工事について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） ご説明申し上げます。

議第102号 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の一部変更について。

町は、下記により白鷹中学校体育館等改修工事請負契約を一部変更したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

議決年月日及び番号。令和6年6月13日、議第49号。

内容。事項名、契約金額。変更前、2億20万円。変更後、2億541万9,500円。

主な変更内容について申し上げます。

ただいま実施しております改修工事におきまして、工事の過程で判明しました外壁のひび割れ箇所の補修、空調設備の配管経路の見直し、老朽化したバスケットゴールの撤去などにより、契約金額が521万9,500円の増額となるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第102号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第11、議第103号 町民武道館空調設備整備工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第103号 町民武道館空調設備整備工事請負契約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

町民武道館空調設備整備工事について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため提案するものであります。

なお、内容といたしましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） ご説明申し上げます。

議第103号 町民武道館空調設備整備工事請負契約の一部変更について。

町は、下記により町民武道館空調設備整備工事請負契約を一部変更したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

議決年月日及び番号。令和6年6月13日、議第50号。

内容。事項名、契約金額。変更前、5,445万円。変更後、5,531万2,400円。

変更内容について申し上げます。

ただいま実施しております設備整備工事におきまして、空調設備の配管経路の見直しにより、契約金額が86万2,400円の増額となるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第103号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）

○議長（菅原隆男） 日程第12、議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議会運営委員長、遠藤幸一君。

〔議会運営委員長 遠藤幸一 登壇〕

○議会運営委員長（遠藤幸一） 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について。

令和6年第4回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議会運営委員会管外視察研修を実施したので、その結果について報告をいたします。

記。

1. 研修期日及び場所。令和6年9月19日から20日まで。栃木県那珂川町。
2. 参加者。議会運営委員会委員6名に議長でございます。
3. 研修目的。議会活性化について。有害鳥獣対策について。結婚・出産・子育て支援についてであります。

最後のページのまとめによって報告といたします。

那珂川町は、茨城県との県境に接しており、中心部に流れる那珂川には天然アユとサケの双方が遡上する自然豊かな町である。

人口は、当町に比べ2,000人ほど多い約1万4,000人であり、議員定数は、1名多い13名であります。議員報酬については、当町より少ない22万円であり、栃木県内で最も低い額となっております。

議会改革の取組については、平成19年から始まり、議会改革特別委員会を設置して、これまで議員定数の検討や一般質問の総括質問方式の検討、議会基本条例の制定、議会議員政治倫理条例の制定、議会報告会や意見交換会の開催など様々な取組を行っており、町執行部との建設的な意見交換の場及び町民との対話が重要であることを改めて認識する機会となりました。

有害鳥獣対策については、イノシシ・熊などの有害鳥獣被害の要因は多岐にわたり、様々な対策を実施しているが、完全に解決することは困難な状況にあると思われる。そ

のような中で、那珂川町では、イノシシ肉加工施設を整備し、有害鳥獣を地域資源として活用する取組を行っており、町の活性化が図られていると感じ取れた。イノシシを食肉として供給するための衛生管理が徹底されており、職員の努力をはじめ町の本気度が感じ取れ、有害鳥獣対策は単に捕獲し処分するだけでなく、知恵を出し合い対策を講じていく必要があると実感をいたしました。

少子高齢化については、全国の地方自治体で共通した課題であり、それぞれ苦勞しながら実践をしている中で、那珂川町の子育て支援事業である子育て世帯用住宅エミナール那珂川は、民間のノウハウを最大限に生かし、設計・建設・管理・運営の全てを任せる事業手法を採用しており、魅力を感じる住環境の確保とより質の高いサービスの提供を実施しておりました。若い方々の心をつかむ特徴を兼ね備えた住環境の整備には、民間活力の活用が重要であると感じるとともに、住宅整備のみならず、子育て世代に魅力のあるまちづくりはどうあるべきかの手がかりを得る機会となったところでもあります。

このたびの研修は、全体を通して、今後の当議会の活性化や当町のまちづくりに取り組む上で大いに資するものであり、当議会といたしましても、研修で学んだ知識や経験を生かすよう取り組みたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（菅原隆男） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議会運営委員会管外視察研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

○議員派遣の件

○議長（菅原隆男） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

内容を議会事務局長に説明いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） ご説明申し上げます。

議員派遣の件。

白鷹町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1. 議会広報特別委員会研修。

（1）目的 議会広報の向上発展に資する。

（2）派遣場所 東京都。

（3）期間 令和7年2月13日から2月14日。

（4）派遣議員 議会広報特別委員会委員5名。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑、討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議員派遣の件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（菅原隆男） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。本件については、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（菅原隆男） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和6年第5回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時44分〉